科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元 年 6 月 1 7 日現在

機関番号: 13301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2018

課題番号: 15K03255

研究課題名(和文)性的マイノリティの人権に関する総合的研究 国内法政策を促進するために

研究課題名(英文)Comprehensive Study on Human Rights of LGBTs: For the Promotion of Domestic Laws and Policies

研究代表者

谷口 洋幸 (TANIGUCHI, HIROYUKI)

金沢大学・GS教育系・准教授

研究者番号:90468843

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文):性的マイノリティ(LGBTなど)に関する人権保障が世界各国で進められている。この研究では、尊厳と平等の視点から権利の内容を整理し、日本国内で進められている性的マイノリティに関する法政策の現状と課題を検討した。2015年頃から急激に進展してきた法政策は、経済的利益や弱者保護の側面が強く、包括的な人権保障は実現されていない。国際人権基準の先例や国際機関・条約機関からの勧告には性的マイノリティの人権保障への道筋が明確に示されており、国内法政策を進める上でも極めて有益である。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究は、これまで日本で知られたこなかった性的マイノリティの人権保障に関する豊富な議論を丁寧に整理しつつ、ここ数年の間に急激に進展してきた性的マイノリティの権利保障について、国際社会の動向を踏まえて批判的に検討したものである。個別の法領域を超えて、国内の法政策全般を扱った研究は他に類がない。また、本研究から得られた成果は、国内法政策の進展に向けた提言や個別の裁判における資料としても多く活用されている。

研究成果の概要(英文): It is clear global trend to promote human rights of LGBTQs in this decade. This study elaborated these human rights from the viewpoint of dignity and equality, and examined the current situations and issues of laws and policies regarding LGBTQs in Japan. Many of these has been created from the perspective of economic benefits and protection of the weak, not from the comprehensive human rights protection. In this point, the precedents of international human rights standards and recommendations from international organizations and treaty bodies clearly show what should be done by government for realization of human rights of LGBTQs.

研究分野:国際人権法、ジェンダー法

キーワード: LGBT 人権 国際人権法 ジェンダー セクシュアリティ クィア SOGI 法政策

1.研究開始当初の背景

2011 年の国連人権理事会決議を端緒に国際社会は性的マイノリティの人権保障に積極的な姿勢を見せ始めた。日本も同決議に賛成票を投じたものの、国内法政策における性的マイノリティの人権保障については、国連自由権規約委員会などから改善勧告を受け続けている。人権啓発や男女共同参画に関する施策において性的指向・性自認が課題として取り上げつつも、国際社会の視点から取り組みが不十分とみなされるのはなぜか。本研究は性的マイノリティの権利に関する総合的な研究を通して、日本の国内法政策の促進に寄与するために開始した。

2.研究の目的

本研究は、性的マイノリティに関する権利保障の内容と課題を明らかにし、日本国内の法政策と国際人権基準との接合可能性を探ることを目的として実施した。

性的マイノリティないし性的指向・性自認をめぐる人権保障の展開は、世界中でめざましく進展してきた。日本国内でも自殺予防やセクハラ指針等の法政策に組み込まれはじめている。しかしながら、国際人権基準の豊富な先駆的議論はほとんど活かされていない。本研究では、性的指向・性自認について、(1)具体的な権利の内容を明確化し、(2)権利を実現するための課題を分析し、もって、(3)国際人権基準の日本国内の法政策への移入を試みた。

3.研究の方法

本研究は、性的マイノリティをめぐる人権保障について、(1)権利内容の明確化、(2)権利保障の分析、(3)日本国内の法政策の現状と課題、(4)国際人権基準との整合性の4点を明らかにするため、公的資料・裁判例などの一次資料と学術文献の分析および国連諸機関や関連する国際会議での議論への参画を通して実施した。

4.研究成果

本研究では、(1)性的マイノリティをめぐる権利保障の内容と類型、(2)日本国内の法政策の現状と課題、(3)国際人権基準を用いることの意義、以上3点が明らかとなった。

(1)性的マイノリティをめぐる権利保障の内容と類型

性的マイノリティは性的指向・性自認にもとづいて個別の法政策から排除されるか、法政策の枠外に位置づけられてきた。個人の尊厳や人格的自律を内容とする「私生活の尊重をうける権利」は、性的マイノリティの権利保障における出発点となる。性的指向・性自認は個人の人格的発展に不可欠の要素であり、国家からの不当な介入だけでなく、効果的な尊重のための積極的措置も必要となる。また、性的指向・性自認はすべての人間がもつ属性のひとつであり、性的指向・性自認のみを理由とする差異ある処遇は差別に該当する。その他、表現の自由(パレード不許可の不当性、ヘイトスピーチ規制の必要性など)被拘禁者の処遇、難民認定、雇用における平等、健康の権利など、個別具体的な権利の保障も進んでいる。性的マイノリティの権利保障は、「尊厳」と「平等」を中心に、完全なる人権の享有主体を実現する過程といえる。

(2)日本国内の法政策の現状と課題

日本国内では、教育分野における性的マイノリティの児童・生徒への配慮や地方自治体による同性パートナーシップの認定手続き、労働分野における平等処遇、企業活動における意識化など、さまざまな分野で性的マイノリティの権利保障が加速している。しかしながら、性的指向・性自認に関する差別解消に向けた包括的な法政策に進展がみられないことに代表されるように、必ずしも権利保障が進んできたといえない部分も多い。進展している領域は経済的利益の追求や弱者保護の観点が中心であり、人権の享有主体という視点からの法政策にはなっていない。権利保障を阻害する重要な要因のひとつに、人権に関する認識の不十分さがあげられる。人権が人々の意識の問題へと回収され、社会制度の在り方を問う視点が欠けているためである。

(3)国際人権基準を用いることの意義

国際人権基準は第一義的に国家に向けられた義務を明確にしており、性的マイノリティないし性的指向・性自認についても豊富な先例をもつ。「尊重義務」として、同性どうしの性関係の非犯罪化や性別変更手続きの緩和など、「保護義務」として性的指向・性自認の差別撤廃の制度化や意識啓発の継続的な実施、「充足義務」としての教育・雇用・健康に関する法政策への明記などが代表的なものである。日本国内の法政策が進みつつある中、経済的利益の追求や弱者保護の視点を超えて性的マイノリティの人権保障を進めていくために、国連機関や条約機関等の履行監視制度のもとで出された勧告は、きわめて重要な意味をもっている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計23件)

- 1. <u>谷口洋幸</u>「トランスジェンダーと人権:特例法と医療のあり方を問う」査読有、2019 年 3 月、『GID(性同一性障害)学会雑誌』11 巻、GID(性同一性障害)学会、97-105 頁。
- 2. <u>Hiroyuki Taniguchi</u>, "Transgender People and the Law in Japan"査読無、2019 年 2 月、『Japanese Reports for the XXth International Congress of Comparative Law (ICCLP Publications no.14)』、東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスビューロー・比較法研究センター比較法部門、55-60 頁。
- 3. <u>谷口洋幸「</u>職場における LGBT/SOGI と人権: 国際社会から求められていること」査読無、2018年 12 月、『生活経済政策』 263 号、生活経済政策研究所、9-13 頁。
- 4. <u>谷口洋幸</u>「総括所見フォローアップ項目の検証:パラグラフ 21(d)(e)について」査読無、2018年12月、『国際女性』32号、国際女性の地位協会、尚学社、54-57頁。
- 5. <u>谷口洋幸</u>「人権としての性別:ヨーロッパ人権条約の判例が示唆すること」査読無、2018年 12 月、『ジェンダー法研究』5 号、信山社、97-108 頁。
- 6. <u>谷口洋幸「</u>性的マイノリティの権利は人権である: 法律と裁判例から読み解く」査読有、2018年8月、『ジェンダーと法』15号、ジェンダー法学会、77-88頁。
- 7. <u>谷口洋幸「性的マイノリティと人権:LGBT/SOGIという概念が問いかけること」査読無、2018</u>年6月、『法と民主主義』529号、日本民主法律家協会、34-37頁。
- 8. <u>谷口洋幸</u>「性的指向・性自認に関連する行政の現状と課題:2016 年度の悉皆調査から」査 読無、2018 年 2 月 『現代性教育研究ジャーナル』83 号、日本性教育協会、1-5 頁。
- 9. <u>谷口洋幸</u>「『同性婚』の権利:欧州人権条約を中心に」査読無、2017 年 10 月、『国際人権』 28 号、信山社、54-59 頁。
- 10. 谷口洋幸「性自認と人権:性同一性障害者特例法の批判的考察」 査読無、2017年10月、『法学セミナー』753号、日本評論社、51-55頁。
- 11. <u>谷口洋幸</u>「男女共同参画条例・基本計画等における『複合差別』」査読無、2017 年 3 月、『部落解放研究』206 号、解放出版社、43-66 頁。
- 12. <u>谷口洋幸「国際社会からみた LGBT と労働: ディーセント・ワークをすべての人に」査読無、2017年3月、『ビジネス法務』17巻3号、中央経済社、76-80頁。</u>
- 13. <u>谷口洋幸</u>「同性間パートナーシップと法制度」査読無、2017 年 2 月、『部落解放』736 号、解放出版社、126-134 頁。
- 14. <u>谷口洋幸</u>「国連の人権施策における LGBT/ SOGI」査読無、2016 年 12 月、『比較法研究』78号、223-229 頁。
- 15. <u>谷口洋幸</u>「女性差別撤廃条約における LBT 女性の権利」査読無、2016 年 11 月、『国際女性』 30 号、国際女性の地位協会、尚学社、62-65 頁。
- 16. <u>谷口洋幸</u>「日本における同性カップルをめぐる権利保障運動の展開」査読有、2016 年 10 月『日本ジェンダー研究』19 号、日本ジェンダー学会、19-31 頁。
- 17. <u>谷口洋幸</u>「国際人権法における性的指向・性自認の人権」査読無、2016 年 8 月、『自由と正義』67 巻 8 号、日本弁護士連合会、15-19 頁。
- 18. <u>谷口洋幸</u>「セクシュアル・マイノリティへの国際的アプローチ」 査読無、2016 年 7 月、『月報司法書士』 533 号、日本司法書士会連合会、14-23 頁。
- 19. <u>谷口洋幸</u>「ジェンダーの視点から読み解く国際法:『女性』の『人権』を超えて」査読無、 2016 年 6 月、『法学セミナー』737 号、日本評論社、44-48 頁。
- 20. <u>谷口洋幸</u>「『同性婚』は国家の義務か」査読無、2015 年 10 月、『現代思想』43 巻 16 号、青 土社、46-59 頁。
- 21. <u>谷口洋幸</u>「同性間パートナーシップと法制度:日本法の現状と課題」査読有、2015年8月、『アメリカ法』2015-1、日米法学会、38-48頁。
- 22. <u>谷口洋幸「LGBT と</u>労働についての課題:国際人権の視点から「企業に求められていること」を考える」査読無、2015年7月、『労政時報』3892号、労務行政研究所、84-86頁。
- 23. <u>谷口洋幸</u>「国連と性的指向・性自認:人権理事会 SOGI 決議の意義」査読有、2015 年 6 月、『ジェンダーと国連』(『国連研究』第 16 号)、日本国際連合学会編/国際書院、123-140 頁。

[学会発表](計10件)

- 1. Saori Kamano, Yuichi Kamiya, Ikuko Sugiura and <u>Hiroyuki Taniguchi</u>, "Experiences of and Ideas on Same-sex Partnership Certificate in Shibuya-ward, Tokyo"、2018年7月16日、XIX ISA World Congress of Sociology、Metro Toronto Convention Center、トロント: カナダ。
- 2. <u>Hiroyuki Taniguchi</u>, "Jurisprudence on LGBTs in Japan"、2018年7月6日、International Symposium "Queerying Japan: Politics, Society and Culture in Transnational Perspective"、Heinlich Heine Universität Düsseldorf、デュッセルドルフ:ドイツ。
- 3. 谷口洋幸「トランスジェンダーの人権と特例法:国際人権法の視点から」(シンポジウム「性同一性障害者特例法」) 2018年3月24日、GID(性同一性障害)学会第20回研究大会、於御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター、東京:日本。

- 4. <u>谷口洋幸</u>「性的マイノリティと人権:法律と裁判例を中心に」(シンポジウム「LGBTI(性的マイノリティ)の権利保障」) 2017年12月3日、ジェンダー法学会第15回学術大会、於東北学院大学、宮城:日本。
- 5. 谷口洋幸「性別変更に関する国際判例の展開:ヨーロッパ人権条約の判例を中心に」(パネル「トランスジェンダーと日本における性同一性障害者特例法をめぐる諸問題」) 2017 年 12月2日、ジェンダー法学会第15回学術大会、於東北学院大学、宮城:日本。
- 6. 谷口洋幸「国際人権法における性の多様性と家族: ヨーロッパ人権条約を中心に」、2017年9月3日 司法福祉学会第18回全国大会、於國學院大学、東京: 日本。
- 7. <u>谷口洋幸</u>「LGBT と家族:ヨーロッパ人権裁判所における『同性婚』判例を中心に」、2016 年 11 月 12 日、国際人権法学会第 28 回研究大会、於法政大学、東京:日本。
- 8. <u>谷口洋幸</u>「日本における同性婚の可能性」、2016 年 10 月 8 日、亜細亜女性法学会 2016 年度 学術大会、於ソウル大学、ソウル: 韓国。
- 9. <u>谷口洋幸「LGBT/SOGIの人権保障」(シンポジウム「文化多様性の異議と射程:マイノリティとジェンダーの視点から」)</u> 2016 年 6 月 4 日、比較法学会第 79 回学術総会、於関西学院大学、兵庫:日本。
- 10. <u>谷口洋幸</u>「日本における同性カップルをめぐる権利保障運動の展開」(シンポジウム「セクシュアリティとジェンダー:性的指向の権利保障をめぐって」) 2015 年 9 月 19 日、日本ジェンダー学会第 19 回大会、於奈良女子大学、奈良:日本。

〔図書〕(計9件)

- 1. 国際女性の地位協会編『男女平等はどこまで進んだか:女性差別撤廃条約から考える』(<u>谷</u>口洋幸「8章 複合差別を知っていますか?」所収)、2018年6月、岩波書店、141-151頁。
- 2. 谷口洋幸・綾部六郎・池田弘乃編著『セクシュアリティと法:身体・社会・言説の交錯』、2017年9月、法律文化社、全177頁。
- 3. 二宮周平編著『性のあり方の多様性:一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』(<u>谷口洋幸</u>「国際人権法における性の多様性:性的指向・性自認(SOGI)と人権を中心に」所収)、2017年8月、日本評論社、241-260頁。
- 4. 三成美保編著『教育と LGBTI をつなぐ: 学校・大学の現場から考える』(<u>谷口洋幸「コラム</u>1 LGBT/SOGIに関する包括的な法整備の必要性」所収)、2017年5月、青弓社、107-117頁。
- 5. 北村泰三・西海真樹編著『文化多様性と国際法:人権と開発の視点から』(<u>谷口洋幸</u>「第部第2章 LGBT/SOGIの人権と文化多様性」所収) 2017年3月、中央大学出版部、225-241頁。
- 6. 棚村政行・中川重徳編著『同性パートナーシップ制度:世界の動向・日本の自治体における 導入の実際と展望』(谷口洋幸「第1章 諸外国のパートナーシップ制度:7 国際人権法」所収) 2016年12月、日本加除出版、135-147頁。
- 7. 同性婚人権救済弁護団編『同性婚:だれもが自由に結婚する権利』(<u>谷口洋幸</u>「Part 5「世界に広がる同性婚」所収」、2016年10月、明石書店、199-212頁。
- 8. 山田創平・樋口貞幸編著『たたかう LGBT&アート: 同性パートナーシップからヘイトスピーチまで、人権と表現を考えるために』(<u>谷口洋幸</u>「第3章「『同性婚』のいま:国際法からみる日本の現状」所収」、2016年3月、法律文化社、18-25頁。
- 9. 三成美保編著『同性愛をめぐる歴史と法:尊厳としてのセクシュアリティ』(<u>谷口洋幸</u>「第3章「『同性愛』と国際人権」所収」、2015年8月、明石書店、148-174頁。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。